平成２１年（フ）第１９９号
長野県上田市諏訪形1430番地19
債務者　原田　正幸
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２０年（フ）第１９１号
山口県熊毛郡上関町大字長島2185番地
債務者　山近　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
山口地方裁判所岩国支部
平成２１年（フ）第１２８号
岐阜県可児市今渡2364番地５
債務者　宮川多恵子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２１年（フ）第５４７号
熊本市神園２－３－40　岳泉マンションＢ棟201号、住民票上の住所熊本県八代市大福寺町2530番地
債務者　塚田　郁恵
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第７９１号
熊本県合志市幾久富1909番地749
債務者　坂口　聖子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第８００号
熊本市大窪５丁目５番７―502号
債務者　藤木　静代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第８５８号
熊本市月出４丁目６番80号
債務者　永瀬　義光
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第１０９７号
北九州市八幡西区星ケ丘２丁目15番７号
債務者　青木　昭子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（フ）第１１２５号
北九州市若松区東二島４丁目10番６号
債務者　小川　末男
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（フ）第７２３号
愛知県半田市東洋町２丁目46番地　県営半田住宅３棟503号
債務者　山本　千晴
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第８４号
長崎県雲仙市吾妻町川床名1105番地
債務者　中尾ひろみ
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２１年（フ）第２２３号
神奈川県三浦市城山町８番20号
債務者　佐々木　進
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２１年（フ）第１９５号
島根県雲南市木次町木次764番地
債務者　三成登志雄
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第２０３号
松江市春日町610番地３　ニューコーポあだち202
債務者　西本　朋史
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第７７号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田618－２、住民票上の住所福岡県築上郡築上町大字高塚777番地21
債務者　鎌田　吉隆
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２１年（フ）第６７３号
鹿児島県鹿児島郡十島村大字口之島19番地
債務者　日高　　勲
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２１年（フ）第６８８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目28番４－25号
債務者　桑原　直子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２１年（フ）第２７５号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目92番地　高里アパート103
債務者　久高加代子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部